沖縄海区漁業調整委員会指示30第4号

沖縄海区におけるマチ類資源の保護培養を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年3月20日

沖縄海区漁業調整委員会 会長 金 城 明 律

(定義)

第1 この指示において「ひき縄づり」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

(保護区の設定)

第2 次の表の保護区の欄に掲げる保護区域内をそれぞれ同表の区域の欄に掲げる区域のとおり設定し、当該保護区においては、それぞれ同表の保護期間の欄に掲げる期間中は、ひき縄づり以外の漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

保護区	区域	保護期間
イチャビラー	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域(世界測地系)地点A 北緯 26度37.0分、東経128度18.0分地点B 北緯 26度35.5分、東経128度20.0分地点C 北緯 26度32.5分、東経128度17.0分地点D 北緯 26度34.0分、東経128度15.0分	7月1日から9月30日まで
北タイキュウソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域(世界測地系)地点A 北緯 25度55.0分、東経126度35.0分地点B 北緯 25度55.0分、東経126度49.0分地点C 北緯 25度47.0分、東経126度49.0分地点D 北緯 25度47.0分、東経126度35.0分	5月1日から11月30日まで
水納北	地点A、地点B、地点C、地点	3月1日から7月31日まで

	D、地点E及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯 24度57.5分、 東経124度42.0分 地点B 北緯 24度57.5分、 東経124度50.0分 地点C 北緯 24度50.0分、 東経124度50.0分 地点D 北緯 24度50.0分、 東経124度46.0分 地点E 北緯 24度52.5分、 東経124度42.0分	
第2多良間堆	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域(世界測地系)地点A 北緯 24度40.0分、東経124度57.5分地点B 北緯 24度40.0分、東経125度02.5分地点C 北緯 24度32.0分、東経125度02.5分地点D 北緯 24度32.0分、東経124度57.5分	4月1日から3月31日まで
沖ノ中ノソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域(世界測地系)地点A 北緯 24度09.0分、東経123度04.0分地点B 北緯 24度09.0分、東経123度21.0分地点C 北緯 24度00.0分、東経123度21.0分地点D 北緯 24度00.0分、東経123度21.0分地点D 北緯 24度00.0分、東経123度04.0分	3月1日から7月31日まで

(指示の有効期間)

第3 この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。